知財法務の勘所Q&A (第35回)

令和2年著作権法改正案について



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 井上 **乾介**

令和2年著作権法改正案の全体像について教えて下さい。

▲1 令和2年著作権法改正案は、インターネット上の海賊版対策の強化に関する改正事項 (①リーチサイト対策②ダウンロード違法化)と、著作物を利用する権利に関する対 抗制度の導入を含むその他の改正事項に分けられます。

インターネット上の海賊版サイトや違法コンテンツへのリンクを集めた「リーチサイト」¹等によって、著作物の分野・種類を問わず、膨大な数の著作権侵害が発生し、インターネット上の海賊版対策の強化が喫緊の課題となっていました²。

そこで、令和2年著作権法改正案(以下「改正案」といいます。)では、一定の要件の下で、 ①違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約した「リーチサイト」「リーチアプリ」 によるリンク提供行為等、②違法にアップロードされた著作物を違法にアップロードされたもの と知りながらダウンロードする行為を違法としました³。

今回の改正案では、平成31年2月時点の著作権法改正案(以下「平成31年改正案」といいます。)が「ダウンロード違法化の範囲が広すぎる」との批判を受けて、国会提出が見送られた経緯⁴を踏まえ、パブリックコメントやアンケート、有識者会議での検討等を取り入れた除外規定が設けられています。

^{1 「}リーチサイト」(leech site) とは、一般に海賊版コンテンツへのリンクが多数掲載され、海賊版の利用を助長・促進しているウェブサイトをいいます。

² 文化庁「海賊版対策に関する参考資料」https://www.mext.go.jp/content/20200306-mxt_hourei-000005016_03.pdf 2頁から5頁

³ 文化庁「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」https://www.mext.go.jp/content/20200306-mxt_hourei-000005016_02.pdf

^{4 「}著作権法改正案の提出見送りに至る経緯-インターネット上の海賊版対策をめぐって-」「立法と調査」411号79頁以下(2019年4月)https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2019pdf/20190415079.pdf